

仙台市防災・減災のまち推進条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 災害への備えと対応

第一節 自助（第四条）

第二節 共助（第五条・第六条）

第三節 公助（第七条・第八条）

第四節 各主体の連携と備えが特に必要な取組（第九条―第十一条）

第三章 復興（第十二条）

第四章 教訓等（第十三条）

附則

昭和五十三年の宮城県沖地震及び平成二十三年の大津波を伴う東日本大震災によって、多くの尊い命が失われた。

これまでも、地震をはじめとするさまざまな自然の脅威によって、市民の生活や都市基盤、貴重な過去からの遺産が甚大な被害を受けてきたが、わたしたちはそのたびに悲しみから立ち上がり、ともに支え合いながら復旧や復興に力を尽くしてきた。

わたしたちは、これらの経験から、自らの暮らしが常に災害の脅威にさらされていること、複数の災害が同時に起こり得ることを心に刻んだ。一方、災害は避けることができないものの、日頃の備えや地域での助け合いによって、被害を最小限にとどめることができることに、改めて強く気付かされた。

また、過去の大規模な災害が残した痕跡と先人の記録から十分に学び備えることができなかった悔恨から、教訓に習い、これを後世に伝えていくことの大切さも痛感した。

東日本大震災等から得られた教訓は、その後の第三回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組や本市の地域防災計画の見直しなどに生かされているが、これからも地震のみならず、将来、起こり得る自然災害を想定した対応と防災に関する意識の醸成について、不断の努力を続けていく必要がある。

今後、豊かな地域社会を基盤とする、杜の都仙台の真の防災力及び減災力の向上をめざし、すべての市民が一丸となって取り組んでいかなければならない。

その実現に当たっては、自らの命は自らが守るという自助、近隣の住民や地域で互いに助け合うという共助、そして市、県、国等が行う公助の取組と相互の連携が不可欠である。

市民、事業者、地域団体等のさまざまな主体と市がそれぞれの役割を果たし、ともに協働しながら、現在と未来の市民の命を守り、命をつなぐ、しなやかでより強靱な災害に強いまちづくりを推進しつつ、世界の防災に貢献する決意をもって、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、防災及び減災の推進に関する基本理念等を定め、市、市民、事業者及び地域団体等の役割等を明らかにし、もって、防災に関する意識の醸成を図るとともに、災害から市民の生命、身体及び財産を守るための防災力及び減災力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第一号に規定する災害をいう。
- 二 防災 災害対策基本法第二条第二号に規定する防災をいう。
- 三 減災 大規模な災害における被害を最小限に抑えることをいう。
- 四 防災力 市、市民、事業者、地域団体等がそれぞれ行う防災のための活動及びそれらの連携協力によって確保される防災の能力をいう。
- 五 減災力 市、市民、事業者、地域団体等がそれぞれ行う減災のための活動及びそれらの連携協力によって確保される減災の能力をいう。

(基本理念)

第三条 市、市民、事業者及び地域団体等は、相互に連携しながらそれぞれの役割を果たし、防災及び減災を推進して、防災力及び減災力の向上を図るものとする。

2 市、市民、事業者及び地域団体等は、防災及び減災の推進に当たっては、災害から得た教訓及び知見並びに災害に関する記憶（第十三条において「教訓等」という。）の発信と後世への継承の重要性を認識して取り組むものとする。

3 市、市民、事業者及び地域団体等は、すべての市民の安全と安心のため、地域における防災及び減災の取組を通じ、より良い地域社会の形成に努めるものとする。

第二章 災害への備えと対応

第一節 自助

第四条 市民及び事業者は、次の各号に掲げる事項を行うことにより、自ら及びその家族、従業員等の安全を確保するよう努めるものとする。

- 一 自宅、事業所等における防災及び減災に資する環境の整備を行うとともに、災害発生時における自立した生活を確保するために物資等を備蓄すること
- 二 日頃から自主的に防災及び減災に関する知識を習得し、地域における防災及び減災の取組に積極的に参加すること
- 三 日頃から避難に関する情報その他の必要な情報の入手方法を確認しておくなど、速やかに情報を収集し、その情報に基づき迅速かつ適切な行動をとることができるよう備えること

四 災害発生時における避難行動、安否確認方法その他の自ら及びその家族、従業員等の安全を確保するための行動及び手段について、災害の種類ごとに確認し、災害発生

時に迅速かつ適切に行動できるよう備えること

第二節 共助

(市民及び地域団体等の共助)

第五条 市民及び地域団体等は、次の各号に掲げる事項を行うことにより、日頃から地域特性に応じた防災体制を構築するなど、災害に対する備えを積極的にに行い、協働して防災力及び減災力を強化するよう努めるものとする。

- 一 緊急時においてお互いが助け合える身近なコミュニティを形成すること
- 二 地域における防災及び減災の取組に積極的に参加すること

(自主防災組織の活動)

第六条 自主防災組織(災害対策基本法第二条の二第二号に規定する自主防災組織をいう。)は、災害発生時の被害を軽減するため、地域特性に応じた組織的な防災活動の実施に努めるものとする。

第三節 公助

(市の責務)

第七条 市は、本市の区域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災及び減災に関する施策を企画し、実施しなければならない。

2 市は、防災及び減災に関する施策の企画及び実施に当たっては、県、国その他の関係機関、市民、事業者、地域団体等と連携するものとする。

3 市は、その企画する施策に防災及び減災への配慮を取り入れることにより、市民生活の安全及び安心を確保するよう努めなければならない。

4 市は、災害対応業務(災害時においてのみ発生する業務をいう。以下この項において同じ。)及び優先的通常業務(災害対応業務以外の業務のうち災害時も継続し、又は早期に再開すべき業務をいう。)を災害の発生直後から適切に実施できるよう、あらかじめ業務継続計画を策定するものとする。

5 市は、職員の災害に対応する能力を高めるために、職員に対し、体系的かつ計画的な教育を行うよう努めなければならない。

6 市は、市民、事業者及び地域団体等が防災に関するそれぞれの役割を果たすための活動がしやすい環境を整え、必要な支援を行うことにより、自助及び共助の取組を促進するものとする。

7 市は、研究機関等と連携し、市民、事業者及び地域団体等に対し、防災に関する教育、訓練及び啓発を行うものとする。

8 市は、他の地方公共団体、民間団体等と、災害発生時における応援及び協力を相互に行う体制を構築するよう努めるものとする。

9 市は、防災及び減災に関する施策の実施に当たっては、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(議会の役割)

第八条 議会は、平素から防災及び減災に関する調査、研究、提言等を行うなど、防災力及び減災力の向上に資するよう努めなければならない。

2 議会は、災害発生後において、執行機関と連携し、被災した市民の救援と被害からの復旧のために、非常の事態に即応した役割を果たすものとする。

第四節 各主体の連携と備えが特に必要な取組

(避難所の運営)

第九条 市民及び地域団体は、災害時には、主体的、積極的に避難所の運営を行うものとする。

2 市は、地域団体、避難者、避難所の施設管理者等と連携した避難所の運営体制を整備するものとする。

3 市は、災害の種類に応じた、避難所の適切な運営に向け、支援体制の整備を図るものとする。

(帰宅困難者の対策)

第十条 市民は、自らが帰宅困難者(災害に伴う公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった者のことをいう。以下この条において同じ。)となった場合のための備えを行うよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員等が帰宅困難者となった場合のための備えを行うよう努めるものとする。

3 市は、災害に伴う公共交通機関の途絶等に備え、帰宅困難者への支援を迅速に行うための体制を整備するものとする。

(災害時要援護者への支援)

第十一条 災害時要援護者(災害が発生した場合に、必要な情報を迅速かつ的確に入手し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動において第三者の支援を必要とする者をいう。以下この条において同じ。)及びその家族は、日頃から、自らの可能な範囲において災害の発生に対して備えるとともに、地域との交流を深め、災害発生時における協力を得られるよう努めるものとする。

2 地域団体等は、災害時要援護者を支援するための体制及び環境の整備を行うよう努めるものとする。

3 市は、災害時要援護者及びその家族並びにそれらの者に対し地域団体等が行う自助及び共助の取組を推進するものとする。

第三章 復興

第十二条 市は、災害により甚大な被害を受けた場合は、他の地方公共団体、国その他の関係機関と連携し、被害を受けた地域の速やかな復興に努めなければならない。

2 市民、事業者及び地域団体等は、災害により甚大な被害を受けた場合は、相互に協力し、生活及び事業の再建に努めるものとする。

3 市、市民、事業者及び地域団体等は、復興に当たっては、今後発生が予想される災害に

備え、災害に対してより強靱な地域づくりを行うなど、より良い復興に努めるものとする。

第四章 教訓等

第十三条 市は、教訓等に関する資料の保存に努めるものとする。

2 市、市民、事業者及び地域団体等は、教訓等を速やかに活用するとともに、本市の永続的な防災及び減災に向け、これらを後世に伝承するよう努めるものとする。

3 市は、教訓等を国内及び国外に発信するとともに、関係機関と連携し、世界の防災及び減災に貢献するよう努めるものとする。

附則

この条例は、平成二十九年三月十一日から施行する。

理由

防災に関する意識の醸成を図るとともに、災害から市民の生命、身体及び財産を守るための防災力及び減災力の向上を図ることを目的とし、防災及び減災の推進に必要な事項を定めるため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。